

①

特定課税対象金額等又は特定個別課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

別表十七(三)の四

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国法人の名称	1			本店又は主たる事務所の所在地	国名又は地域名	3		
外国法人の事業年度	2	・ ・			所在地	4		
支払義務確定日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	計	
支払義務確定日までの保有期間	6							
発行済株式等の保有割合	7	%	%	%	%	%		
発行済株式等の連結保有割合	8	%	%	%	%	%		
剰余金の配当等の額	9							
剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10							
特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額	11	⑫の合計		(13)の①	(13)の②	(13)の③		
控除額 (9) > (11)の場合は(11)	12							
差引 (11) - (12)	13	①		②	③			
間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額	14	(別表十七(三)の五「23」)		(16)の①	(16)の②	(16)の③		
控除額 (9) > (14)の場合は(14)	15							
差引 (14) - (15)	16	①		②	③			
下記以外 益金不算入額 (12) + (15)	17	(円)		(円)	(円)	(円)	円	
保有割合が25%以上又は連結合算割合が6%以上	18	(円)		(円)	(円)	(円)		
請求権勘案直接保有株式等の保有割合	19	% 当		期 発 生 額 (別表十七(三)「33」又は別表十七(三)の二「17」) × (19)		20		
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期発生額		当 期 控 除 額		翌 期 繰 越 額 (21) - (22)			
	21		22		23			
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
計								
当 期 分	⑳							
合 計								

別表十七（三の四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第1項から第3項まで若しくは第8項から第10項まで《内国法人に係る特定外国子会社等から受ける配当等の益金不算入》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の92第1項から第3項まで若しくは第8項から第10項まで《連結法人に係る特定外国子会社等から受ける配当等の益金不算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
 なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 各欄中金額を記載するものにあつては、「益金不算入額17」及び「 $(12) \times 5\% + (15) \times 5\%$ 18」を除き、外国法人の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 3 「発行済株式等の保有割合7」は、内国法人が外国法人（措置法第66条の8第4項に規定する特定課税対象金額又は同条第11項に規定する間接特定課税対象金額がある場合におけるこれらの金額に係る外国法人に限りす。）から受ける剰余金の配当等（同法第66条の6第1項に規定する剰余金の配当等をいいます。以下同じ。）の額の令第22条の4第1項《外国子会社の要件等》に規定する支払義務が確定する日（以下「支払義務確定日」といいます。）における当該内国法人の当該外国法人に対する同項各号に掲げる割合（以下「保有割合」といいます。）又は連結法人が外国法人（同法第68条の92第4項に規定する特定個別課税対象金額又は同条第11項に規定する間接特定個別課税対象金額がある場合におけるこれらの金額に係る外国法人に限りす。以下同じ。）から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人の当該外国法人に対する保有割合を記載します。
- 4 「発行済株式等の連結保有割合8」は、各連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該各連結法人の当該外国法人に対する保有割合の合計を記載します。
- 5 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（措置法第66条の8第8項から第10項までの規定の適用を受けた部分の金額を除きます。）について同条第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（同法第68条の92第8項から第10項までの規定の適用を受けた部分の金額を除きます。）について同法第68条の92第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合にあつては、
 「控除額 $_{(9)}$ 12 とあるのは、
 $(9) > (11)$ の場合は (11) 」
 「控除額 $_{(9)-(15)}$ 12 として記載します。
 $(9) - (15) > (11)$ の場合は (11) 」
- 6 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（措置法第66条の8第1項から第3項までの規定の適用を受けた部分の金額を除きます。）について同条第8項から第10項までの規定の適用を受ける場合又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（同法第68条の92第1項から第3項までの規定の適用を受けた部分の金額を除きます。）について同法第68条の92第8項から第10項までの規定の適用を受ける場合にあつては、
 「控除額 $_{(9)}$ 15 とあるのは、
 $(9) > (14)$ の場合は (14) 」
 「控除額 $_{(9)-(12)}$ 15 として記載します。
 $(9) - (12) > (14)$ の場合は (14) 」
- 7 「請求権勘案直接保有株式等の保有割合19」は、「2」の事業年度終了の時における措置法令第39条の19第2項又は第39条の119第2項《特定課税対象金額等の計算》に規定する割合を記載します。
- 8 「当期発生額 $_{20}$ 」は、
 （別表十七(三)「33」又は別表十七(三の二)「17」 $\times$ $_{(19)}$ 」は、次により記載します。
 (1) 措置法第66条の6第1項又は第68条の90第1項《特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入》の規定の適用を受ける場合にあつては「又は別表十七(三の二)「17」」を消し、同法第66条の6第4項又は第68条の90第4項の規定の適用を受ける場合（(2)に該当する場合を除きます。）にあつては「別表十七(三)「33」又は」を消します。
 (2) 措置法第66条の6第4項又は第68条の90第4項の規定の適用を受ける場合において、別表十七(三の二)「20」の金額が同表の「21」の金額を上回るときは、
 「当期発生額 $_{20}$ 」と
 （別表十七(三)「33」又は別表十七(三の二)「17」 $\times$ $_{(19)}$ 」とあるのは、

$$\left(\text{別表十七(三の二)「22」} \times \frac{1}{\text{別表十七(三の二)「19」}} \right) \times \text{}_{(19)}^{20}$$
 として記載します。
- 9 「前期繰越額又は当期発生額21」は、次により記載します。
 (1) 当該法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）とする適格組織再編成（措置法第66条の8第6項に規定する適格組織再編成をいいます。以下同じ。）が行われた場合の当該法人の当該適格組織再編成の日（当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表十七(三の四)付表一「6」の金額を記載します。
 (2) 当該法人を分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。）とする適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）が行われた場合の当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表十七(三の四)付表二「4」の金額を記載します。
 (3) 平成21年4月1日前に開始した特定外国子会社等の事業年度に係る平成21年改正前の措置法第66条の8第1項《課税済留保金額の損金算入》に規定する課税対象留保金額若しくは課税済留保金額又は同法第68条の92第1項《個別課税済留保金額の損金算入》に規定する個別課税対象留保金額若しくは個別課税済留保金額のうち平成21年改正法附則第44条第4項《課税済留保金額等の引継ぎに関する経過措置》の規定により平成22年旧措置法第66条の8第3項に規定する特定課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第90条第9項《課税済留保金額等の引継ぎに係る経過措置》の規定により措置法第66条の8第11項第2号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）又は平成21年改正法附則第59条第4項《個別課税済留保金額等の引継ぎに関する経過措置》の規定により平成22年旧措置法第68条の92第3項に規定する特定個別課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第119条第9項《個別課税済留保金額等の引継ぎに係る経過措置》の規定により措置法第68条の92第11項第2号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）がある場合にあつては、当該特定課税対象金額とみなされる金額又は当該特定個別課税対象金額とみなされる金額を記載します。
- 10 内国法人が措置法第66条の9の4第1項から第3項まで若しくは第7項から第9項まで《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の4第1項から第3項まで若しくは第7項から第9項まで《特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。